



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
10月21日
号外(1)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 条 例

※滋賀県職員の高齢者部分休業に関する条例(人事課)	4
※滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(人事課)	5

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県職員の高齢者部分休業に関する条例(条例第46号)

- 1 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めることとしました。(第1条関係)
- 2 任命権者は、職員が60歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から、1週間を通じて当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で任命権者が定める時間を上限とし、任命権者が定める時間を単位として、高齢者部分休業の承認を行うものとしてしました。(第2条関係)
- 3 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)第13条第1項等の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条等に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとしました。(第3条関係)
- 4 職員が高齢者部分休業の承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を滋賀県職員退職手当条例(昭和28年滋賀県条例第24号)の規定により計算した在職期間から除算することとしました。(第4条関係)
- 5 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合に当該職員の同意を得たとき、または高齢者部分休業をしている職員から申出があった場合は、高齢者部分休業の承認を取り消し、または休業時間を短縮することができることとしました。(第5条関係)
- 6 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、休業時間の延長を承認することができることとしました。(第6条関係)
- 7 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとしました。(第7条関係)
- 8 その他

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。
- (2) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。

○ 滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(条例第47号)

- 1 滋賀県職員の定年等に関する条例(昭和59年滋賀県条例第5号)の一部改正
 - (1) 職員の定年を60歳から65歳まで(医師および歯科医師(病院事業に従事する企業職員を除く。))については65歳から70歳まで)2年に1歳ずつ段階的に引き上げることとしました。(第1条による改正後の第3条ならびに付則第3項および第4項関係)
 - (2) 管理監督職勤務上限年齢に達した職員を管理監督職以外の職に降任等させる管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、対象となる管理監督職の範囲を定めるとともに、管理監督職勤務上限年齢を60歳と定めることとしました。(第1条による改正後の第6条および第7条関係)
 - (3) 60歳に達した日以後に退職した職員を選考により短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制を導入することとしました。(第1条による改正後の第13条関係)
 - (4) 任命権者は、当分の間、職員に対し、60歳に達する日以後に適用される任用および給与に関する措置の内容等に関する情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとしてしました。(第1条による改正後の付則第5項)
- 2 滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)の一部改正

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額を、勤務時間により按分して算出することとしました。(第10条による改正後の第4条関係)
- (2) 当分の間、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後の給料月額は、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級および当該職員の受ける号給に応じた額に、100分の70を乗じて得た額としました。(第10条による改正後の付則第17項関係)
- (3) (2)を適用しない職員を定めることとしました。(第10条による改正後の付則第18項関係)
- (4) 地方公務員法(昭和25年法律261号)第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員のうち、特定日に(2)により受ける給料月額(以下「特定日給料月額」という。)が降任等の前日に受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(以下「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、(2)により受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給すること等を定めることとしました。(第10条による改正後の付則第19項および第20項関係)
- (5) 警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者について、(4)に準じた特例措置を定めることとしました。(第10条による改正後の付則第21項および第22項関係)
- (6) (4)および(5)により給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、(4)および(5)に準じて給料を支給することとしました。(第10条による改正後の付則第23項および第24項関係)

3 滋賀県職員退職手当条例(昭和28年滋賀県条例第24号)の一部改正

- (1) 警察法第56条の4第1項の規定による任命により職員となった後に退職した者に対する退職手当の基本額について、特例を定めた第5条の2(第5条の3において読み替えて適用する場合を含む。)の規定を読み替えて準用することとしました。(第12条による改正後の第5条の3の2関係)
- (2) 当分の間、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額は、第4条第1項または第5条第1項の規定を準用して計算することとしました。(第12条による改正後の付則第18項および付則第19項関係)
- (3) (2)を適用しない職員を定めることとしました。(第12条による改正後の付則第20項関係)
- (4) 当分の間、2(2)による職員の給料月額の改定は、第5条の2に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとしてしました。(第12条による改正後の付則第21項関係)
- (5) 当分の間、応募認定等による定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例については、引上げ前の定年に達する日の属する年度の前年度の3月31日までに退職した職員で要件を満たす者を対象とすることとしました。(第12条による改正後の付則第25項関係)

4 次に掲げる条例について、必要な規定の整備を行うこととしました。(第2条から第9条まで、第11条および第13条から第18条まで関係)

- (1) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(平成6年滋賀県条例第49号)
- (2) 滋賀県職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年滋賀県条例第58号)
- (3) 滋賀県職員の育児休業等に関する条例(平成4年滋賀県条例第4号)
- (4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年滋賀県条例第10号)
- (5) 滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年滋賀県条例第56号)
- (6) 滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年滋賀県条例第1号)
- (7) 滋賀県職員の分限に関する条例(昭和31年滋賀県条例第31号)
- (8) 職員の懲戒の手續および効果に関する条例(昭和26年滋賀県条例第52号)
- (9) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和49年滋賀県条例第7号)
- (10) 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年滋賀県条例第24号)
- (11) 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号)
- (12) 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号)
- (13) 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号)
- (14) 滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年滋賀県条例第57号)
- (15) 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第24号)

5 滋賀県職員の再任用に関する条例の廃止

- (1) 滋賀県職員の再任用に関する条例を廃止することとしました。(第19条関係)
- (2) 経過措置として、定年の段階的な引上げ期間中、現行の再任用制度と同様の暫定再任用制度を措置することとしました。(付則関係)

6 その他

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。ただし、(2)および(4)の一部は公布の日から施行することとしました。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を設けることとしました。
- (3) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。
- (4) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

条 例

滋賀県職員の高齢者部分休業に関する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第46号

滋賀県職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認は、1週間を通じて当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で任命権者が定める時間を上限とし、任命権者が定める時間を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

3 任命権者は、職員が前項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業の承認をすることができる。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)第13条第1項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号)第14条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、滋賀県職員等の給与等に関する条例第18条または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例第14条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第4条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を滋賀県職員退職手当条例(昭和28年滋賀県条例第24号)第7条第1項から第6項までの規定により計算した在职期間から除算する。この場合における同条第7項および第9項の規定の適用については、同条第7項中「前各項」とあるのは「前各項および滋賀県職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年滋賀県条例第46号)第4条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項および滋賀県職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

(承認の取消しまたは休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき、または高齢者部分休業をしている職員から申出があった場合は、高齢者部分休業の承認を取り消し、または休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。次条において同じ。)を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第6条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で

公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(人事委員会規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

2 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「の規定」を「または第26条の3第1項の規定」に改める。

(滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

3 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年滋賀県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「育児部分休業」を「高齢者部分休業(高年齢として管理者が定める年齢に達した当該職員が当該年齢に達した日以後の日で管理者が認める日から当該職員に係る定年退職日(定年に達した日以後における最初の3月31日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、育児部分休業」に改める。

(滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

4 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「介護休暇」を「高齢者部分休業(高年齢として病院事業庁長が定める年齢に達した当該職員が当該年齢に達した日以後の日で病院事業庁長が認める日から当該職員に係る定年退職日(定年に達した日以後における最初の3月31日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇」に改める。

滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和4年10月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第47号

滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(滋賀県職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県職員の定年等に関する条例(昭和59年滋賀県条例第5号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次および章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第12条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第13条)

第5章 雑則(第14条)

付則

第1章 総則

第1条中「」第28条の2第1項および第2項、第28条の3ならびに」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項および第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項までならびに第28条の7、」に改め、「第43条第3項」の右に「ならびに警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第2項」を加え、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書中「保健所、総合病院その他医療業務を行う機関等において医療業務に従事する」を削り、「にあつて」を「(滋賀県病院事業の設置等に関する条例(昭和51年滋賀県条例第18号)第1条に規定する病院事業に従事する企業職員を除く。)の定年」に、「65年」を「70年」に改める。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の右に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員に」を「当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条各項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項および次項において同じ。)(第9条各項の規定により延長された期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条各号に掲げる職をいう。以下この条および次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項または第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて知事と協議し、人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の右に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「よる」を「より生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の右に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の右に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の右に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員および第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」

を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。
本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(医師および歯科医師が占める職その他その職務と責任に特殊性があることまたは欠員の補充が困難であることにより同項本文の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として人事委員会規則で定める職を除く。)とする。

- (1) 滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)第9条第1項、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号)第10条の2第1項または滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号)第5条の規定により管理職手当を支給する職
- (2) 警視または警部の階級にある滋賀県警察の警察官(前号に掲げる職を除く。)
- (3) 前2号に掲げる職のほか、これらに準ずる職として人事委員会規則で定める職
(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項および第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任または転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条および第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)および当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
 - (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
 - (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上でその状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階または当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- 2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官(以下この項において「特定地方警務

官」という。)に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命(以下この項において「特定任命」という。))と、同項第1号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任または転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条および第10条において「降任等」という。))とあるのは「特定任命」と、「降任等を」とあるのは「特定任命を」と、同項第2号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。
(管理監督職勤務上限年齢による降任等および管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、知事と協議し、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職員の職務が高度の知識、技能または経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職員の職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職員の職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項またはこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、知事と協議し、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属す

る職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力および当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、または当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、もしくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項もしくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、または前項もしくはこの項の規定により異動期間（前3項またはこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合および同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（延長した異動期間の短縮）

第11条 任命権者は、第9条第1項または第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間を短縮することができる。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第12条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第13条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採

用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

付則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（定年に関する経過措置）」を付する。

付則第5項を付則第9項とし、付則第4項を付則第8項とし、付則第3項を付則第7項とし、付則第2項の次に次の4項を加える。

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句とし、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年

4 前項の規定は、滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年滋賀県条例第47号）第1条の規定による改正前の滋賀県職員の定年等に関する条例（次項において「旧定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員であつて、第3条本文の規定の適用を受けるものについては、適用しない。

（情報の提供および勤務の意思の確認）

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員ならびに第3条ただし書および旧定年条例第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）

（情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用および給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

6 警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用および給与に関する措置の内容その他の必要

な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(平成6年滋賀県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項または第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第4条第2項、第5条および第11条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第12条第2項中「地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員および」を削り、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条および第21条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(滋賀県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年滋賀県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 滋賀県職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。)(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員

(滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 滋賀県職員の育児休業等に関する条例(平成4年滋賀県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 滋賀県職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。)(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員

第3条第8号を同条第7号とする。

第10条中「次」を「第2条第1号から第3号まで」に改め、同条各号を削る。

第15条の表第4条第6項の項および第15条第4項の項を削り、同表第15条第5項第1号の項中「育児休業条例」を「滋賀県職員の育児休業等に関する条例(平成4年滋賀県条例第4号)」に改める。

第16条の表第6条第6項の項を削る。

第21条を削る。

第22条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条を第21条とする。

第23条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条を第22条とし、第24条を第23条とし、第25条から第28条までを1条ずつ繰り上げる。

付則第5項を付則第6項とし、付則第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、付則第1項の次に次の1項を加える。

(給与条例付則第17項または学校職員給与条例付則第17項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

- 2 育児短時間勤務職員等に対する給与条例付則第17項または学校職員給与条例付則第17項の規定の適用については、これらの規定中「)とする」とあるのは、「)に、職員勤務時間条例第2条第2項、学校職員勤務時間条例第3条第2項または警察職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項、学校職員勤務時間条例第3条第1項または警察職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 滋賀県職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。)(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員

(滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年滋賀県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項または第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「を除く」を「(次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く」に改め、同項第2号中「地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用される職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 滋賀県職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。)(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員

(滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年滋賀県条例第1号)の一

部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(滋賀県職員の分限に関する条例の一部改正)

第8条 滋賀県職員の分限に関する条例(昭和31年滋賀県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「とする」を「ならびに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。)とする」に改める。

第4条中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「ときは」を「場合は」に改める。

付則に次の2項を加える。

4 滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号。以下「給与条例」という。)付則第17項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。)付則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「ならびに滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)付則第17項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号)付則第17項の規定による降給とする」とする。

5 第6条第2項の規定は、給与条例付則第17項または学校職員給与条例付則第17項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

(職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部改正)

第9条 職員の懲戒の手續および効果に関する条例(昭和26年滋賀県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の右に「その発令の日現在において受けるべき」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

(滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正)

第10条 滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項および第5項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(次項、第15条第2項および

第23条の2第2項において「短時間勤務職員」という。)のうち、法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額、職員勤務時間条例第2条第3項、学校職員勤務時間条例第3条第3項または警察職員勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項、学校職員勤務時間条例第3条第1項または警察職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間(次項、第29条第2項および第33条において「職員勤務時間条例等に規定する1週間当たりの勤務時間」という。)で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条に次の1項を加える。

- 7 短時間勤務職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項または滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号)第4条の規定により採用された職員の給料月額は、前条および第1項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、職員勤務時間条例第2条第4項、学校職員勤務時間条例第3条第4項または警察職員勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該職員の勤務時間を職員勤務時間条例等に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第5条第1項および第3項中「その者」を「当該職員」に改める。

第11条第1項第1号中「以下」の右に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「。以下」の右に「この条において」を、「(以下)の右に「この項、次項および第7項において」を加え、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に、「以下」を「次項において」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「以下」を「第1号および次項において」に改め、同項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の右に「この号において」を加える。

第15条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同項第1号および同条第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第20条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号および第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の2第2項中「第9条の2」を「第4条第3項から第5項までおよび第5条の規定は定年前再任用短時間勤務職員について、第9条の2」に改め、「、再任用職員および」を削り、

「には」を「については、」に改める。

第38条の表第15条第4項の項を削る。

付則第19項を付則第29項とし、付則第18項を付則第28項とし、付則第17項の前の見出しを削り、同項中「給料月額（」の右に「付則第17項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項の規定により受ける給料月額（付則第19項、第21項、第23項または第24項の規定による給料を支給される職員にあつては、当該給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）。」を加え、同項ただし書中「および勤務1時間当たりの給与額」を「、勤務1時間当たりの給与額および職員の懲戒の手續および効果に関する条例（昭和26年滋賀県条例第52号）第3条の規定により給与から減ずる額」に改め、同項を付則第27項とし、付則第16項の次に次の見出しおよび10項を加える。

（給料月額に関する特例）

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第19項および第21項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに同条第3項から第5項までならびに第5条第2項および第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用された職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員

(2) 滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年滋賀県条例第5号）第9条第1項または第2項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。）（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員

(3) 滋賀県職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する医師および歯科医師

(4) 滋賀県職員の定年等に関する条例第4条第1項または第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

19 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項および付則第23項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項および付則第21項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日

以後、付則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 21 警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律第6条第1項第4号イに規定する公安職俸給表(1)に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 22 付則第20項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、付則第20項中「前項」とあるのは「付則第21項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。
- 23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(付則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第19項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、同項および付則第20項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 24 付則第19項、第21項または前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、付則第19項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 25 付則第19項、第21項または前2項の規定による給料を支給される職員に対する第20条第5項(第21条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)および付則第15項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第19項、第21項、第23項または第24項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 26 付則第17項から前項までに定めるもののほか、付則第17項の規定による給料月額、付則第19項の規定による給料その他付則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- 別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に

改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

別表第4アの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第4イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

別表第4ウの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

別表第5再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800

(滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第11条 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和49年滋賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第36条第1項ただし書中「次項第4号ア」を「次項第5号ア」に改める。

第39条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(滋賀県職員退職手当条例の一部改正)

第12条 滋賀県職員退職手当条例(昭和28年滋賀県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項もしくは第28条の5第1項または滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号)第4条の規定により採用された職員を除く。」を削り、同条第2項中「が18日」を「(法令または条例もしくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。第10条第2項において「勤務日数」という。)が18日(1月の日数(滋賀県の休日を守る条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)」に改め、同項ただし書中「地方公務員法」の右に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第2条の4中「第5条の3」を「第5条の3の2」に改める。

第4条第2項中「以下」を「次条第2項、第5条の4および第6条の4第1項において」に改める。

第5条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の2第1項中「退職した者」の右に「(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第5条の3の2および付則第13項において「特定任命」という。))により職員となつた後に退職した者を除く。)」を加える。

第5条の3の次に次の1条を加える。

(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)